

令和 7 年度の決算に基づく 健全化判断比率等をお知らせいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和 7 年度決算により算定した健全化判断比率及び資金不足比率についてお知らせいたします。

健全化判断比率 (早期健全化・財政再生に関する指標)

比 率 の 名 称	泊村の状況 (令和 7 年度)		上段：早期健全化基準 下段：財政再生基準
①実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の割合	—	良 好	15.00% 20.00%
②連結実質赤字比率 全会計を合わせた実質赤字の割合	—	良 好	20.00% 30.00%
③実質公債費比率 地方債などの返済費用の割合	2.6 %	良 好	25.0 % 35.0 %
④将来負担比率 債務残高など、将来の負担が決まっている費用の割合	—	良 好	350.0 % —

早期健全化基準を超えると、自主的に健全化の取組を行う必要があります。

さらに、財政再生基準を超えると、国や北海道の強い指導のもとで、厳しい健全化の取組を行わなければなりません。

資金不足比率 公営企業会計ごとの経営状況を判定します。

比率の名称	泊村の状況 (令和 7 年度)		経営健全化基準
簡 易 水 道 事 業 会 計	—	良 好	20.00%
下 水 道 事 業 会 計	—	良 好	

経営健全化基準を超えると、その会計ごとに自主的に健全化の取組を行う必要があります。

①、②、「資金不足比率」については、赤字額がないため、「—」で表記しています。

④については、充当可能額が将来負担額を上回っているため「—」で表記しています。

■お問合せ 泊村役場 財政課 電話 0135-75-2021 (代表)